平成２６年（フ）第６８号
熊本県水俣市大迫442番地１
破産者　田島　　勇
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第７１号
岐阜県可児市土田2311番地１　ＲＵＳＴ－103、前住所岐阜県可児市愛岐ケ丘４丁目100番地
破産者　児玉　正彦
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第７１号
茨城県つくば市泉850番地１
破産者　中山　秀子
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７６号
茨城県かすみがうら市下土田1171番地６
破産者　堀井　義昭
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２３２号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目671番地の１　メルヴェーユ法隆寺201号
破産者　杉本　朋大
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３２０号
奈良県天理市杉本町273番地　パディフィールド21－102号
破産者　ヤマダ建装こと　山田　鉄男
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
富山市館出町１丁目７番10号
破産者　インセプションこと　早川　榮一
１　決定年月日　平成27年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８９号
長野県安曇野市豊科2201番地１
破産者　神山　　徹
１　決定年月日　平成27年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０７号
大阪府泉佐野市高松東２丁目４番３－303号
破産者　三好　　学
１　決定年月日　平成27年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
三重県松阪市川井町916番地１　301、破産手続開始決定時の住所奈良県天理市指柳町223番地
破産者　天野　雅文
１　決定年月日　平成27年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２６号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地３　県営北中城団地１－702
破産者　村吉美津乃（旧姓大川）
１　決定年月日　平成27年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１８４１号
札幌市西区二十四軒３条７丁目２番３号　第２北俣マンション６号
破産者　土屋　正治
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９０号
仙台市青葉区上杉１丁目16番４－801号
破産者　山口　　巌
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９５８号
横浜市青葉区鉄町1221番地４　エスポワールカネコＢ－201、開始決定時の住所横浜市都筑区南山田１丁目３番７－502号
破産者　高橋　　誠
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５８号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番18号　有馬第一住宅18号棟206、前住所川崎市高津区子母口214番地１　ロイヤルハイツ203
破産者　伊藤　政己
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
石川県小松市長崎町ホ403番地２、従前の住所石川県小松市下粟津町ろ23番地　メゾンデュオＢ121
破産者　石田　寛充
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２２９３号
名古屋市名東区上社１丁目802番地　シティファミリー上社603号、開始決定時の住所名古屋市千種区幸川町２丁目４番地　ハイツトキ１Ｆ
破産者　上村　元司
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６１号
愛知県春日井市高森台２丁目３番地14
破産者　三吉　広幸
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６９号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟1021号
破産者　ことぶき寿司こと　小山　　勝
１　決定年月日　平成27年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部